

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
4月10日  
(金曜日)

## 目次

○告示	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....	一
○公告	解除予定保安林(下関市)(森林整備課).....	二
○公告	一般競争入札の実施(情報企画課).....	二
○公告	建設業の許可の取消し(監理課).....	五
○選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する告示の一部改正.....	五
	不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....	六



### 山口県告示第百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	居宅介護事業所 名 称	居宅介護事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
住所又は主 たる事務所 の所在地				

医療法人光風	山口市湯田温 泉二丁目二番 一、二号	福田歯科医院	山口市湯田温 泉二丁目二番 一、二号	居宅療 養管理 指導	令和二、 三、 一
--------	--------------------------	--------	--------------------------	------------------	-----------------

### 山口県告示第百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業の 種類	指定年月日
医療法人光風	山口市湯田温 泉二丁目二番 一、二号	福田歯科医院	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和二、 三、 一

### 山口県告示第百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除予定保安林の所在場所  
下関市豊田町大字稲見字仮宿一〇二二六(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林水産整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(八六) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年四月十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

山口県統合宛名管理システム再構築業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の競争人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第二十三号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理について業務の委託

の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 令和二年四月十日から同年五月二十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十九年四月一日から令和二年四月十日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

令和二年五月二十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和二年五月二十五日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

令和二年五月二十五日午前十時

八 入札保証金  
免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体計画、システムの機能、データの移行、システムの運用及び保守並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画、システムの機能、データの移行、システムの運用及び保守並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能等評価（システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 百点  
機能等評価

全体計画 五十点

システムの機能 百二十点

データの移行 十點

システムの運用及び保守 八十點

技術的能力 四十點

4 適否判定

競争入札等審査会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が高点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和二年五月一日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和二年五月八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

3 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年四月二十四日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課（電話〇八三一九三三―二八六





(八七) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和二年四月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和二年三月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 三浦家建

主たる営業所の所在地 岩国市多田三丁目一二番地六

代表者の氏名 三浦 良夫

許可番号 山口県知事許可（般一・二九）第一六〇四三号

三 処分の内容

建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

三浦家建の営業所の所在地を確知できず、その事実を公告したが、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がなく、このことが法第二十九条の二第一項に該当する。



**山口県選挙管理委員会告示第三十二号**

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

「萩市総合福祉センター」  
「大字江向三五六の五」を  
削る。

山口県選挙管理委員会告示第三十三号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「光市虹ヶ浜二丁目一〇番一号」を「光市光ヶ丘六番一号」に改める。

令和二年四月十日印刷  
令和二年四月十日発行

発行人所

山口県知事庁